

学生・教職員の皆様

## 緊急事態宣言の発出にあたって

昨日（1月7日）政府より、東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県に緊急事態宣言が発出されました。

この宣言は、昨年4月の緊急事態宣言とは異なり、移動の制限、学校に対する一斉休講等を行わない限定された宣言となっております。また、今回の緊急事態宣言に山梨県が含まれていないことから、本学が策定した「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための活動指針」においても、活動指針のレベルは2「制限（中②）」のままとなります。

今後予定されている、卒業・修士論文の提出、対面授業及び定期試験は既に発表した日程のとおり実施しますので変更はありません。ただし、本人が新型コロナウイルスに感染した、または濃厚接触者と判定された場合は、速やかに本学保健センターへ連絡してください。

最近では、内閣官房に設置されている新型コロナウイルス感染症対策分科会から、学生の飲み会、寮生活、課外活動等における感染防止対策の不備が指摘されましたが、本学では学生・教職員皆様のご協力とご努力により、現在までクラスターは発生しておりません。

この難しい局面を、学生・教職員が一丸となり克服していけるよう、新型コロナウイルスの感染防止の徹底と学修機会の確保の両立に向けてご協力くださるよう改めてお願いいたします。

なお、今後の社会情勢により、変更になることもあります。

令和3年1月8日

都留文科大学

副学長（学生・教育担当）杉本 光司